

**問27** 「ごみ集積所を設置する場合の手続き  
 について説明してください」

新しい住宅が数棟建ったので、新たにごみ集積所を設置したいと考えていますが、どのような手続きが必要なのでしょうか。

**答** 「設置場所は、地域の皆さんで十分協議して決めてください」

ごみ集積所（資源回収ステーションを含む）を新たに設置したり、場所の変更や廃止をする場合は、所定の申請書を提出していただく必要があります。

市では、申請を受け付けた後に現地を確認し、ごみ収集車や資源回収車の安全確保などに問題がなければ、収集を開始します。

また、ごみ集積所の維持管理については、町会の皆さんにお願いしています。このため、ごみ集積所に関しては、地域の皆さんで十分協議して、その設置場所や各種当番を決めてください。

なお、私有地等を使用する場合は、土地所有者の承諾が必要となります。

【提出先及び問い合わせ先】

旧柏市域

南部クリーンセンター TEL：7 1 7 3 - 5 1 1 1

クリーン推進課 TEL：7 1 6 7 - 1 1 3 9

旧沼南町域

沼南支所環境課 TEL：7 1 9 1 - 7 3 6 2